



標準ローターアクトクラブ定款

[2019年10月RI理事会、決定57により改定]

第1条 — 名称

本クラブの名称は、_____ ローターアクトクラブとする。

本クラブのスポンサークラブは、_____ クラブとする。

第2条 — 目的

本クラブの目的は、次の通りである。

ロータリー会員が、若い成人および職業人が社会奉仕と国際奉仕を通じて行動し、職業的發展を通じてリーダーシップのスキルを養い、奉仕におけるパートナーとして世界平和と文化理解を促進する世界的視野を得られるよう、積極的かつ個人的にエンパワメントに力を注ぐことを通じて、若い成人によってもたらされる好ましい変化を認めること。

学生と若い職業人が、地元と海外における課題への持続可能な解決を生み出す社会奉仕と国際奉仕を通じて行動し、職業的ネットワークを広げ、リーダーとアイデアを交換し、世界各地で末永い友情を培うためにロータリーのグローバルコミュニティと結びつき、地域社会と世界のリーダーとなるためのスキルを養い、地元と海外に友人を作り、「超我の奉仕」の重要性を認識しつつ、楽しむこと。

第3条 — スポンサーシップ

1. 本ローターアクトクラブのスポンサーは、クラブが決定した委員数から成る合同委員会を通じて、本ローターアクトクラブに指針と支援を提供するものとする。
2. 本クラブは、スポンサークラブの一部ではなく、本クラブまた会員は、スポンサークラブに対していかなる権利または特権も有しない。
3. 本クラブは、政治、宗教にかかわりのない団体である。

4. 本ローターアクトは、大学*または地域社会を基盤とできる。大学を基盤とするローターアクトクラブでは、学生団体および課外活動のために大学当局によって定められる規定と方針をローターアクトクラブが順守するという理解とともに、大学当局との完全な協力の下、スポンサークラブによる管理と助言が行われるものとする。
5. 国際ロータリー(RI)による正規クラブとしての認定を維持するために、本クラブの会長は、毎年6月30日までにクラブと会員の更新情報をRIに提出するものとする。この更新情報の毎年のRIへの提出を怠った場合、クラブは終結される。

*本定款中の「大学」という言葉は、すべての最高教育機関を含む。

第4条 — 会員資格

1. 善良な人格とリーダーシップの資質を備えた18歳以上の学生および若い職業人が、資格ある会員となるべきである。
2. 本クラブへの新会員の入会方法は、細則に従い、スポンサークラブと協議の上、本クラブが決定するものとする。大学を基盤とするクラブへの新会員の入会方法は、大学当局の承認を得るものとする。
3. 会員身分は、次の場合に自動的に終結するものとする: (a)クラブが終結した場合、または、(b)正当かつ十分な理由により本クラブ理事会が承認した場合を除き、出席義務を満たさなかった場合。
4. 会員身分は、正会員の3分の2以上の多数をもって本クラブが決定した事情により、終結される場合がある。

第5条 — 会合

1. 本クラブは、細則に従い、会員にとって都合のよい日時で会合を開くものとする。
2. 直接顔を合わせる形式とオンライン形式の会合に出席でき、出席が不可能となる会員の場合はオンライン接続を用いて出席できる。
3. 理事会は、細則に従って会合を開かなければならない。
4. クラブの例会および理事会の会合は休日または休暇の期間中、または理事会の裁量による事情により、これを中止することができる。

第6条 — 委員会

会長は、理事会の承認の下、クラブ運営にとっての必要性または便宜に応じて、常設委員会あるいは特別委員会を、その任務を明示した上で任命できる。特別委員会は、いずれもその任務が完了したとき、または会長による解任をもって終結するものとする。

第7条 — 役員および理事

1. 本クラブの役員は、会長、副会長、幹事、会計および細則が規定する追加の役員とする。
2. 本クラブの管理体制は、正会員から選出された会長、直前会長(該当する場合)、副会長、幹事、会計、および本クラブが決定した数の追加の理事をもって構成される理事会とする。理事会ならびにクラブの決定、方針および決議はすべて、本定款の規定ならびに国際ローターが定めた方針に従うものとする。

本クラブが大学を基盤とする場合には、大学当局が定めた学生団体や課外活動の規定および方針に従うものとする。

理事会は、すべての役員および委員会に対し裁量を有するものとし、正当な理由をもって役員を罷免できる。理事会は、あらゆる役員および委員会の決定に対する提訴の裁定者となるものとする。

3. 役員および理事の選挙は、細則に従い、地元の習慣と手続に反しない方法で行うものとする。ただし、いかなる場合も、出席している正会員の単純多数決以上のものを必要としないものとする。

すべての役員および理事の任期は、細則でより短い任期が定められていない限り、1年度とする。

4. 次期ローターアクトクラブ役員、理事、委員長は、地区ローターアクト委員会よりリーダーシップ育成研修を提供されるものとする。

第8条 — 活動およびプロジェクト

1. 本クラブは、クラブ活動の計画、運営、資金調達、実施において責任を有し、これに必要な資金、労力、創造力をクラブが自ら補うものとする。ただし、他団体との協力により合同プロジェクトまたは活動では、他団体とその責任を分担するものとする。
2. 本クラブは、その活動として、毎年少なくとも二つの主要な奉仕プロジェクト(地元の地域社会への奉仕を目的とするものと、国際社会への奉仕を目的とするもの)を実施するもの

とする。これらの主要プロジェクトでは、クラブ会員の全員またはほぼ全員が参加するものとする。

3. クラブのプログラムを実行するための必要資金を調達することは、クラブの責任である。クラブは、ロータリークラブまたは他のローターアクトクラブにより、時折あるいは臨時の資金援助以上のものを懇請したり受領したりすべきではない。スポンサークラブは、双方の同意がある場合に、資金的サポートを提供できる。奉仕プロジェクトのために集めた資金は、すべてその奉仕プロジェクトのために使用しなければならない。

第9条 — 認定料と会費

1. スポンサークラブは、RI理事会によって定められる通り、新設の、または加盟復帰したローターアクトクラブのために認定料をRIに支払わなければならない。
2. クラブ会員に対する入会金、会費、または分担金は、クラブ運営の経費に充てる目的で徴収することができる。クラブが行う活動ならびにプロジェクトに要する資金は、入会金、会費、または分担金とは別に調達し、別個の口座に入金するものとする。クラブの会計業務はすべて、毎年1回、有資格者による監査を受けるものとする。
3. ローターアクトクラブは、奉仕プロジェクトを支援するために徴収された資金を含め、すべての資金を責任と透明性のある方法で管理するため、国の法律と銀行規定に反しないかたちで財務ガイドラインを設けるべきである。そのガイドラインは、ローターアクトクラブが解散または終結した場合の資金の支払計画を含む。

第10条 — 定款と細則の受諾

本クラブの会員は、入会の受諾によって、ローターアクトの目的に明記された原則を受諾し、本クラブの定款ならびに細則に従うことを承認したものとする。また、これらの条件の下においてのみ、クラブの特典を得られるものとする。定款および細則の写し(コピー)を受領していないことを理由として、その順守義務を免れることはできない。

第11条 — 細則

ローターアクトクラブは、本定款と矛盾せず、クラブ運営に必要なあるいは役立つと考えられる修正を加えた細則を採択するものとする。ただし、かかる修正は、「推奨ローターアクトクラブ細則」に規定されている改正手続に従って採択されたものでなければならない。

第12条 — 名称とロゴ

ローターアクトの名称とロゴは、ローターアクト会員のみにより使用されるものとする。本クラブの会員は、会員身分を有する期間中、品位ある適正な方法でローターアクトの名称とロゴを着用または他の方法で表示する資格が与えられるものとする。この資格は会員身分の終結、または本クラブの終結をもって消滅するものとする。

第13条 — 存続期間

本クラブは、本定款の規定ならびにRIによって定められたローターアクトに関する方針に従って活動を継続する限り、または下記の事情により終結されるまで、存続するものとする。

- a) スポンサークラブの同意、承認、または賛同の有無にかかわらず、以下の理由により国際ロータリーによって終結。
 - 1) クラブ定款に反する運営
 - 2) ロータリー地区、RI、またはロータリー財団(それらの理事、管理委員、役員、職員を含む)に対する訴訟を開始または主張する個人の会員身分を開始、主張、または維持
 - 3) その他の理由
- b) スポンサークラブによって終結。
- c) ローターアクトクラブが自らの決断により解散。

本クラブの終結と同時に、クラブならびに会員は、団体としても個人としてもローターアクトの名称ならびにロゴに関連するすべての権限および特典を喪失するものとする。

第14条 — 改正

本定款は、RI理事会によってのみ改正されるものとする。また、ここに規定される「標準ローターアクトクラブ定款」への改正はすべて、自動的に各ローターアクトクラブによって採択されるものとする。

[以上]